二一八―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五 201 三 一二 特24

二二一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　五 201 五 一二 特24

二二三　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五 201 五 一二 特24

二二四　個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件　九 203 五 一二 特24

二二五―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九 203 九 一二 特24

二二六―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九 203 九 一二 特24

二二七―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九 203 八 一二 特24

二二八　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　九 203 九 一二 特24

二二九　外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件の一部を改正する件　一二 特24 一 四三

二三〇　トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対し不当廉売関税を課する期間として関税定率法第八条第一項の規定により指定された期間が満了した件　一七 三

二三一　石川県の一部の地域における関税に関する申請期限等を延長する期日を定める件　一九 六

二三二　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二六 三

二三三　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　二八 特25 二

二三四　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　二八 特25 三

二三五　各都道府県共同募金会が令和七年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件　三〇 七

二三六　国家公務員共済組合法施行規則第九十九条第二項第四号に規定する財務大臣が定める方法の一部を改正する告示　三〇 218 四三

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

一〇　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件　一二 四

財務省、農林水産省

二四　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金の一部を改正する告示　一八 209 三九

二五　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九 211 七三

二六　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九 211 七四

二七　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九 211 七五

財務省、経済産業省

一一　外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第二条第一号イの規定に基づき、主務大臣が指定する特定の者等を定める件の一部を改正する件　二八 特25 五

国税庁

一八　石川県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件　一二 四

文部科学省

七一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件　一 197 一五

七二　大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示　四 三

七三　令和八年度の私立の大学の学部の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る期間を定める件　四 四

七四　国立大学法人法第二十一条の九第二項の規定に基づき、同条第一項の承認をした国立大学法人を告示する件　一八 四

七五　学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示　一八 209 四一

七六　大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示　一八 209 四三

七七　特別史跡に指定する件　一八 209 六四

七八　史跡に指定する件　一八 209 六四

七九　特別史跡に地域を追加して指定する件　一八 209 六六

八〇　史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　一八 209 六九

八一　史跡に地域を追加して指定する件　一八 209 七一

八二　名勝に地域を追加して指定する件　一八 209 七三

八三　天然記念物に指定する件　一八 209 七四

八四　天然記念物に地域を追加して指定し、名称を改める件　一八 209 七四